

損害賠償の額を定めることについて

令和元年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

平成二十八年七月二十二日午後十一時十一分ごろ、公務のため岐阜県所有（警察本部所管）の小型特種自動車（岐阜八〇〇せ七四七一）を松野真志が運転して、安八郡神戸町大字神戸字大円坊千百五十六番三地先の町道を南進する際、路上に横臥していた男性（安八郡神戸町在住）と衝突し、同人が死亡した事故について、県は、同人の妻及びび子三名に対する損害賠償の額を、金四千三百四十九万四千二百四十三円と定めるものとする。